

金融機関の合併等再編における
情報開示に関する研究会

報 告 書

平成16年9月

【目 次】

はじめに	P.1
1. 金融機関の合併等再編の態様と情報開示	P.2
2. 「貸出債権市場における情報開示に関する研究会報告書」の考 え方	P.3
3. 金融機関の合併等再編における情報開示のあり方について	P.4
(1) 「貸出債権報告書」の適用	P.4
(2) 情報開示の判断要素と金融機関の合併等再編	P.5
情報開示の目的	P.5
開示する情報の内容	P.6
債務者企業に及ぼす影響	P.6
情報の開示先	P.7
情報の管理体制	P.8
おわりに - 結論にかえて	P.9

【「金融機関の合併等再編における情報開示に関する研究会」委員等名簿】

はじめに

金融機関を巡る経済環境が急速に変化する中で、そうした状況に対応していくこともあって、金融機関の間での様々な形態による合併等再編が行われている。また、昨今、商法改正等による合併等組織再編行為に関する基本的な法制の整備、また金融機関に関しては、「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」や「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」など、制度環境もこうした経済活動に対応して検討・整備が進められてきているところである。

金融機関の合併等再編にあたっては、一般的には、合併相手方・被買収企業の企業価値を精査し（いわゆるデュー・デリジェンス）、当該取引の是非を判断するために、合併相手方・被買収企業の資産内容等の情報が適切に開示される必要がある。他方、銀行などの金融機関は、顧客との間になされた取引およびこれに関連して知りえた情報を正当な理由なくして他に漏洩してはならないとする守秘義務を負っているとされる。この情報開示と守秘義務については、実務上、慎重な取扱いのもとに運用されているが、こうした問題に関する具体的な考え方・指針等は必ずしも明確ではないのが実情である。¹

以上に述べた金融機関を巡る合併等再編の動き、および、情報開示と守秘義務に関する問題意識を背景として、金融機関の合併等再編において、当該行為において要請される資産評価のための顧客情報開示の必要性と、金融機関の守秘義務との関係をどのように考えるべきかについて、法的考え方を整理するため、金融庁の要請を受け、全国銀行協会を事務局として、平成16年7月「金融機関の合併等再編における情報開示に関する研究会」（以下「研究会」という）を設置し、法律学者および弁護士を委員とし、検討を行った。²

本研究会の委員は、「貸出債権市場における情報開示に関する研究会」（平成16年2月～3月）と同じ委員によって構成されているが、同研究会がとりまとめた「貸出債権市場における情報開示に関する研究会報告書」³における金融機関の情報開示と守秘義務の考え方・枠組みは、本件の問題についても適用可能

¹ なお、この問題を取り上げたものとして、金融イノベーション会議（理事長：西崎哲郎）は、平成15年7月に、「金融機関が第三者に顧客情報を開示する場合の要件について - M&A 取引における法人顧客情報の開示を中心として - 」と題する提言を公表している。

² 本報告書では、「金融機関」について特に限定を付していない。金融機関の守秘義務と情報開示の観点からは、一般的な考え方を示していると考えられる。ただし、検討において念頭におかれたのは、特に銀行の合併等再編とそれに伴う情報開示であり、業態によっては本報告書が考慮しなかった特別な事情もあり得ると考える。

³ 「貸出債権報告書」の全文は、全銀協ホームページより入手可能である。

<http://www.zenginkyo.or.jp/news/16/news160490.html> 参照。

であるとの考えのもと、本研究会では「貸出債権報告書」を踏まえ検討を行った。本報告書は、そうした検討の成果を取りまとめたものである。

1. 金融機関の合併等再編の態様と情報開示

具体的な検討に入る前に、その前提として、金融機関の間の合併等再編行為の態様について概観しておく。金融機関における再編行為としては、いくつかの態様が考えられるが、ここでは、典型的なものとして、合併、営業譲渡・会社分割、子会社化（持株会社傘下となる場合の当該持株会社への情報開示を含む。）を掲げておく。これらを情報開示という観点から整理すると、⁴の場合は、合併における両当事者間相互が情報開示側、情報開示先に立つ。⁵の場合は、一般的には、譲渡側・分割会社から譲受側・承継会社に対して情報開示が行われ、また、⁶の場合は、子会社となる会社から親会社となる会社に対し情報開示が行われる。

合併等再編にあたっては、その交渉過程から成立に至るまで、いくつかの段階を経ることになる。例えば、合併であれば一般的には概ね次のような段階が考えられる。

- 合併等の打診・協議
- 基本合意書等の締結（正式協議開始の機関決定） 対外公表
- 個別の本格的な協議開始
- 合併契約書等の承認等の手続き（株主総会等の機関決定）
- 監督当局の認可
- 合併期日等

合併等再編行為にあたっては、上記のようなそれぞれの段階で守秘義務契約、覚書、基本合意書（Letter of Intent）などにおいて、守秘義務に関する規定を含む取決めが当事者間で締結されることになる。どの段階でどのような取決めがなされるかはケース・バイ・ケースであるが、後述するように、場面によってその規定内容が大きく異なるわけではない。⁴また、直接の当事者以外にもアドバイザーなどの仲介者等に対して必要となる情報開示が行われる場合があるが、その場合にも当該仲介者等との間に守秘義務に関する取決めが必須とされている。

⁴ 取引によっては、開示する情報の範囲などを細かく規定する場合もあり、交渉過程との関係において今後の課題となりうる。しかし、現状の実務の取扱いに鑑みれば、交渉段階ごとに開示範囲を拡大していくことが当然に予定されているわけでもない。したがって、守秘義務の取決めと交渉過程との対応関係はケース・バイ・ケースと考えられる。

上記の一般的な態様を踏まえ、金融機関の合併等再編行為における顧客情報の開示について考えると、まず、情報開示側においては、必要かつ正当な行為として顧客情報の開示を行うにあたって、情報開示先に目的外使用を禁ずるなど開示した情報の厳格な管理に関する取決めを結ぶ等の対応が求められる（守秘義務と情報開示に関する問題）。とりわけ、合併等再編という経営上の重要な判断を行うにあたっては、金融機関の経営者にとって職務執行の適切性、株主への説明責任という観点から、必要かつ十分な情報開示は不可欠である。また、情報の開示先にとっては、開示された情報を適切に評価することが必要とされるが、情報開示側と同様に、当該取引に対する適切な判断、株主を含めた関係者への説明責任等の観点（いわゆるガバナンス上の問題等）から、質量ともに十分な情報開示が行われることを開示側に求めていかなければならない。したがって、金融機関の合併等再編における情報開示の問題は、開示側の守秘義務に配慮しつつ、開示先への適切な情報開示が可能となるよう、両者の要請を充たす必要があると考えられる。また、その検討にあたっては、顧客企業の経済的利益を損なうことのないよう配慮することが必要である。

以下では、このような要請を考慮に入れつつ、「貸出債権報告書」の考え方・枠組みについて概観し、その考え方等に沿って合併等再編における顧客情報の開示のあり方について検討する。

2. 「貸出債権市場における情報開示に関する研究会報告書」の考え方

前述のとおり、本研究会の委員は、先に「貸出債権市場における情報開示に関する研究会」において、貸出債権取引における債務者である法人顧客の情報の開示と守秘義務について法的側面から問題を整理し、基本的な考え方や具体的な指針を提示するための検討を行い、「貸出債権報告書」として取りまとめた。「貸出債権報告書」では、その考え方・枠組みについて、「貸出債権取引に限らず、銀行の守秘義務と企業顧客情報の開示について一般的、普遍的な考え方を提供するもの」とし、「…企業再編における情報の授受などにおいても、守秘義務を画一的に適用するのではなく、当該取引における情報開示の目的、開示情報の内容等の諸要素を総合的に勘案して情報開示の是非を判断する」としていた。⁵したがって、本研究会においては、先の研究会における検討を踏まえ、「貸出債権報告書」に示された考え方・枠組みを前提に検討を行った。そこで、以下では、「貸出債権報告書」の概要を示しておく。

⁵ 「貸出債権報告書」10頁。

「貸出債権報告書」では、銀行の顧客情報のうち、法人顧客情報を検討対象とし、その基本的な考え方として、個人顧客情報の保護はプライバシー権や人格権などを根拠とするが、法人にはそもそもプライバシー権はないとの見解があり、法人顧客情報の保護の問題は、もっぱら顧客と銀行との間の契約関係や顧客の経済的利益を侵害する可能性の有無という観点から考察すべきである、ということ、また、銀行が法人顧客情報を開示することが認められるか否かは、銀行と顧客の取引関係等に応じて個別具体的に判断すべきであり、守秘義務を画一的・硬直的に解するべきではない、ということを示した。

このような基本的な考え方を前提に、情報開示について当該債務者企業の承諾がある場合、当該情報が公開情報の場合は、当然に顧客情報の開示が認められるとした。

このほかに情報開示が認められる根拠としては、銀行の法人顧客情報の開示が必要かつ正当な理由を有する行為（正当行為）であること、情報開示により当該企業が経済的損害を被る予見可能性がないこと等が考えられるが、情報開示が認められるか否かは、そうした情報開示の必要性・正当性と開示により顧客に及ぼす影響とを、具体的な場面に即して、総合的に判断すべきものとした。総合判断の具体的な要素としては、次の5要素を掲げた。5要素とは、情報開示の目的、開示する情報の内容、債務者企業に及ぼす影響、情報の開示先、情報の管理体制、である。そのうえで、「貸出債権報告書」は、この5つの要素を、各要素間の関係も含めて考慮し、情報開示の妥当性を判断するというアプローチが有効であるとし、貸出債権取引についてそれぞれの要素に照らし検討を行った。

本研究会における検討も、その中心は、上記の5要素について、合併等再編における情報開示の場面に当てはめて検討を行ったものであり、その結果は下記「3.」のとおりである。

3. 金融機関の合併等再編における情報開示のあり方について

(1) 「貸出債権報告書」の適用

上記「2.」では、「貸出債権報告書」の概要を示したが、本研究会における検討は、「貸出債権報告書」の考え方・枠組みを前提として、それを合併等再編における情報開示に適用しつつ、特に留意すべき論点について検討を行った。

まず、「貸出債権報告書」と同様に、検討対象を法人顧客情報の開示に限定した。法人顧客情報の開示と金融機関の守秘義務に関する一般的な問題は、「貸出

債権報告書」において示された考え方が、そのまま当てはまると考える。

さらに、合併等再編行為における情報開示にあたっては、情報開示について債務者の承諾を得ている場合、公開情報である場合は、顧客情報の開示は認められると考える。この点も、「貸出債権報告書」と同様である。⁶

(2) 情報開示の判断要素と金融機関の合併等再編

「貸出債権報告書」では、上記「2 .」に概要を示したように、貸出債権取引における情報開示が認められるか否かの判断は、当該情報開示の必要性・正当性と開示により顧客に及ぼす影響とを、具体的な場面に即して、総合的に判断すべきものとした。本研究会は、この考え方が、金融機関の合併等再編における情報開示を検討するにあたって有効であると考え、具体的には、「貸出債権報告書」に示された5要素を合併等再編行為に当てはめて検討を行った。

情報開示の目的

合併等再編行為については、前述のように合併等の組織行為として行われるケース、営業譲渡のように個別取引として行われるケースなど、いくつかの態様が考えられるがいずれの行為も法律上認められた行為であり、当該行為遂行のためには、一定の情報開示が必要とされることから、そのための情報開示は、当該開示の目的の観点から一定範囲で認められると考えられる。

また、金融機関の合併等再編行為はその態様において、法律上監督官庁の認可等を要求されていること（例えば、銀行法第30条等）に鑑みると、明らかに認可を得られそうにない相手方に顧客情報を開示することは、当該合併等再編行為が最終的に法制上認められないことが予め明白であるにもかかわらず、情報開示を行うこととなるものであり、情報開示の目的という観点から問題となると考えられる。したがって、情報開示にあたっては、形式的に情報開示の目的を解するのではなく、後述の ~ の要素との関係においても、情報開示の目的に合致することが担保されるよう慎重な対応が必要である。

なお、上記「1 .」では、情報を開示される側にとっては、適切な情報提供を受け、評価を実施したことが重要である、すなわち情報開示先の当該取引実行への適切な判断等の観点から、必要かつ十分な開示が行われることが不可欠であることを、指摘した。このような情報開示先から見た情報開示の必要性は、「情報開示の目的」という観点から、情報開示にあたってその開示範囲を広げる方

⁶ もっとも、このような事前に債務者の承諾を得ている場合というのは、貸出債権取引に比して稀であると思われる。

向に働くものと考え得る。

開示する情報の内容

「貸出債権報告書」では、貸出債権取引を対象に、取引される個別貸出資産に係る情報について検討を行った。合併等再編行為における法人顧客情報のうち、個別貸出資産に係る情報の開示については、「貸出債権報告書」において示した考え方が妥当と思われる。

しかし、合併等再編の場合には、法人顧客情報も含めた包括的な情報開示が行われることも多いことを考えると、「貸出債権報告書」におけるように個別貸出資産に係る情報を債権情報と信用情報に切り分けて検討することは、現実的ではなく、そのような単純な切り分けは困難な場合も見られる。また、債権情報、信用情報に加えて、当該債務者に関わる偶発債務の状況、さらには、債務者の評価基準にかかる情報（例えば、債務者区分、債務者格付け等）についての開示が必要とされる場合も少なくない。「貸出債権報告書」においても、上記のような切り分けをしつつ、他の諸要素を勘案して一定範囲で情報開示範囲が広がる場合があり得ることを示していたところである。⁷したがって、金融機関の合併等再編の交渉過程における情報開示の必要性・正当性に鑑みれば、広範な法人顧客情報の開示が認められる必要があることから、他の要素において要求される配慮を十分に施すことを前提として、広範な開示が認められ得ると考えられる。特に、「情報開示の目的」、「債務者企業に及ぼす影響」、「情報の管理体制」については、開示対象とされる法人顧客情報が広範になればなるほど強調されるべきものと考えられる。

債務者企業に及ぼす影響

この要素についての基本的な考え方としては、「貸出債権報告書」に示された債務者企業情報の漏洩による風評被害等の観点から、同様に慎重な取扱いが求められる。

「貸出債権報告書」では、貸出債権取引の場合、債務者企業の状況について、情報開示の方法、時期等を考慮する必要があるとしていた。他方で、合併等再

⁷ 「貸出債権報告書」8頁では、開示範囲が広がる場合について次のように指摘していた。「債務不履行状態に陥っている債務者企業の債権売買に関しては、債権回収のためという開示目的も付加されることから、諸要素を勘案したうえで、情報の開示範囲が広がるものと考えられる。ただしこの場合、債務者企業に風評被害等を生ぜしめないよう、慎重な取扱いが求められる。」

編の場合には、開示の方法、時期等は、個別債務者企業の状況を踏まえつつも、当該行為の全体的な交渉過程によっても判断されるものであり、広範な法人顧客情報の開示が行われることも少なくないことを考えると、後述の「情報管理体制」に特段の配慮が必要となることは言うまでもない。⁸

情報の開示先

本研究会では、情報の開示先に関して、金融機関の場合、金融機関以外の場合、さらに仲介者等の場合に分けて検討を行った。

() 金融機関の場合

情報開示先が金融機関である場合に、「貸出債権報告書」では、次のように述べている。「例えば、…当局による一定の監督下にある金融機関のように、情報管理体制の整備に対するインセンティブが制度的に手当てされている者といった条件で情報開示先を一定範囲に限定し、当事者間で守秘義務契約を締結する場合には、その範囲内での情報開示については自由度・許容度が増す」との考え方が示されていた。この考え方は、合併等再編における情報開示先が金融機関である場合にも当てはまる。例えば、銀行間の合併などにあたっては、情報開示先も銀行であることから、情報管理体制の確保に対する信頼が担保されていることを前提に、上述の「貸出債権報告書」の指摘のように、後述の守秘義務契約の締結などを条件として、こうした場合の情報開示は広い範囲で許容され易いと考えられるだろう。このことは、銀行持株会社が、子会社としようとする金融機関について情報開示を受ける場合についても、銀行持株会社の銀行法上の取扱いに鑑み、同様のことが言えると考えられる。

() 金融機関以外の場合

金融機関以外の者に対する情報開示についても、必要な情報管理体制の確保等が求められると考える。例えば、金融機関以外の者が金融機関の主要株主となろうとする場合や、金融機関の破綻処理において当該金融機関から事業譲渡を受けるような場合には、当事者間で広範な情報開示が必要となる場合がある。そうした場合に、当該情報開示先は、前述の「貸出債権報告書」における「情

⁸ 「貸出債権報告書」8頁では、「開示先を限定することや、守秘義務契約を譲渡先と締結し、債務者企業に損害を与え得るような情報漏洩を回避するといった手当てをとることで、より広範な情報の開示が認められる場合もあり得る」としていた。

報管理体制の整備に対するインセンティブが制度的に手当てされている者」に該当する者ではないことから、情報開示先という要素の検討にあたっては、金融機関に期待されるのと同様に十分な情報管理体制が確保されていることが求められるとともに、当事者間での守秘義務契約の締結などの条件をかからしめることが必要である。

() 仲介者その他の関係者の場合

また、合併等再編では、その交渉にあたって投資銀行等の仲介者も重要な役割を果たしている。また、デュー・デリジェンスを行う際には、弁護士が参画する場合もあり、会計士が開示情報につき精査を行う場合もある。

貸出債権取引においては、「貸出債権報告書」において示されているように、取引仲介機関や情報取扱機関を市場における重要な当事者と位置付け、こうした当事者を情報開示先とする場合には、「守秘義務契約を締結のうえ、適切な情報管理体制が確保されていること、当該機関の情報提供先も限定されることを前提に、債権情報や対象債権の評価に関する情報などを集約し、提供することは可能と考えられる」としている。合併等再編におけるアドバイザーなどの仲介者についても、この考え方は適用可能であり、前述の当事者に対する情報開示と同様と考える。すなわち、実務上の取扱いに鑑み、仲介者との間で守秘義務契約が締結され、当該者について適切な情報管理体制が確保されていることを条件として、情報開示先として認められると考えられる。

なお、弁護士、会計士等については、法律上厳格な資格要件と規律に服していることから、一般的には、合併等再編にあたっての当該者に対する情報開示は認められると考えられる。

情報の管理体制

この要素は、「貸出債権報告書」において述べられているが、合併等再編においては、債務者企業への経済的損害を回避し、当該債務者企業の信頼を確保するという観点からとりわけ重要である。

上記「1 .」において述べたように、合併等再編にあたっては、いくつかの交渉・手続を段階的に経ていくことが通常であり、守秘義務に関する取決めについては、実務上、交渉開始前の守秘義務契約の締結、基本合意書（Letter of Intent）における守秘義務条項としての規定等、当該合併等再編行為の態様や目的などに応じて、対象とする範囲、取扱いがケース・バイ・ケースとされる。しかし、いずれにしても合併等再編において当事者間での守秘義務に関する取

決めは必須であり、本研究会において検討の対象とする法人顧客情報の開示という観点からは、当事者間での適切な守秘義務契約の締結が情報管理体制の方策として有効との「貸出債権報告書」で示された考え方が、本件においても当てはまると考える。

本研究会の検討においては、合併等再編に実務上用いられている守秘義務に関する規定内容は、一般的に用いられるものと大きく異なるものではないとの指摘があったが、具体的な規定にあたっては、守秘義務の対象となる情報の範囲、開示できる者の範囲、目的外使用の禁止、守秘義務の継続期間、情報等の返還・破棄など、一般的に守秘義務契約等に織り込まれる内容について、対象となる合併等再編の態様・目的に照らし、情報が開示される当該法人顧客への影響などに配慮して、慎重な取扱いが要求されると考える。

おわりに - 結論にかえて

「貸出債権報告書」では、個々の要素を単独で判断するのではなく、総合的に勘案し、情報開示の是非を検討することとしていたが、本研究会の検討において、金融機関の合併等再編における情報開示についても、この考え方が当てはまることが確認された。したがって、金融機関の合併等再編にあたっては、これまでに示した各要素についての考え方に十分留意しながら、法人顧客情報の開示を進める必要がある。このことは、金融機関の守秘義務との関係で画一的な処理を行うのではなく、当該行為に適切な情報開示が進められるために必要な配慮がなされ、かつ、当該行為の支障とならぬよう慎重な対応が求められることを意味するものである。

さらに、すでに指摘したように、金融機関の合併等再編における情報開示では、現行の実務の取組みに鑑み、情報開示側は守秘義務との関係が問題であり、また、情報開示側、情報開示先のいずれにとっても、適切な判断等ガバナンス上の観点から考慮すべき問題が存在する。さらに、あわせて債務者の利益を保護する必要があることも極めて重要な問題であることから、こういった問題に適切に対処するためには、本報告書に示すような考え方が有益であると考えられる。今後は、本報告書で示した考え方を参考に、適切な情報開示への取組みがなされることを期待するものである。

以 上

「金融機関の合併等再編における情報開示に関する研究会」委員等名簿

座長	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	池田 眞朗	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	森下 哲朗	上智大学法科大学院助教授
	片岡 義広	片岡総合法律事務所弁護士
	佐藤 正謙	森・濱田松本法律事務所弁護士
	吉田 正之	長島・大野・常松法律事務所弁護士
オブザーバー	桑原 茂裕	金融庁監督局総務課長
	森 省輔	全国銀行協会委員会室長 (三井住友銀行経営企画部全銀協会長行室長)
事務局	高木 伸	全国銀行協会企画部長

(敬称略)